

Once upon a time in Utsunomiya

一枚の絵葉書から

石井敏夫コレクションより 第30回

築地塙をめぐらす
宇都宮地方裁判所



宇都宮裁判所

日本において近代的な裁判所制度が整えられたのは明治に入ってからのことである。それまでの幕藩体制下では、町奉行がその任にあたったが、今ある三権分立とは異なり、町奉行は裁判所と警察を兼ねた役所として機能していた。宇都宮城下でも町奉行が各町を直接支配し、与力、同心、町方小頭、町年寄、町名主などがおかれ民政にあたった。

戸田氏による宇都宮藩時代は、奉行所は四の筋北部（現伝馬町）に置かれ、一人ないし二人

の奉行が任にあたった。町方同心屋敷は宇都宮城大手門前の広小路から三の筋に通じるネズミ穴一帯にあり、足軽四名を率いて町内の警邏にあたったという。また、このほかに城下以外の郷村を支配した郡奉行、藩政全般の監察する大目付が存在した（『宇都宮の歴史』徳田浩淳）。

近代裁判制度は、一八七一（明治四）年七月九日に設置された司法省から始まる。同年十二月、司法省内に東京裁判所が設けられ、実際の裁判制度が開始された。その翌年八月には、裁判所組織の根幹となる司法職務定制が定められ、司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、そして府県裁判所と区裁判所が設置されることになった（『裁判所百年史』最高裁判所事務総局）。

これにより一八七二（明治五）十一月七日、旧宇都宮県に宇都宮裁判所が、旧栃木県に栃木裁判所が設置。宇都宮裁判所の設置場所は、三日月堀北側（現中央小学校）にあたる。その後、法制の改正による統合、移転、改称など幾多の変遷を経て、一八九〇（明治二十三）年十二月

の裁判所構成法施行により、宇都宮地方裁判所、同栃木支部が、宇都宮、栃木、真岡、大田、原、佐野に区裁判所が発足した（『法曹』）。

小幡町の武家屋敷跡に木造瓦葺入母屋造り二階建ての庁舎が竣工したのは、一八八七（明治二十）年十月。赤レンガの門柱と鉄欄をめぐらす見るからに法の番人を思わす庁舎だったという。同庁舎は二九六七（昭和四十二年）に建て替えられるまでの八十年間、栃木県の司法の歴史を刻んだ。現庁舎は二代目となる。



裁判所前の道路に、宇都宮軌道運輸会社の
人車線路が見える



現在の宇都宮裁判所